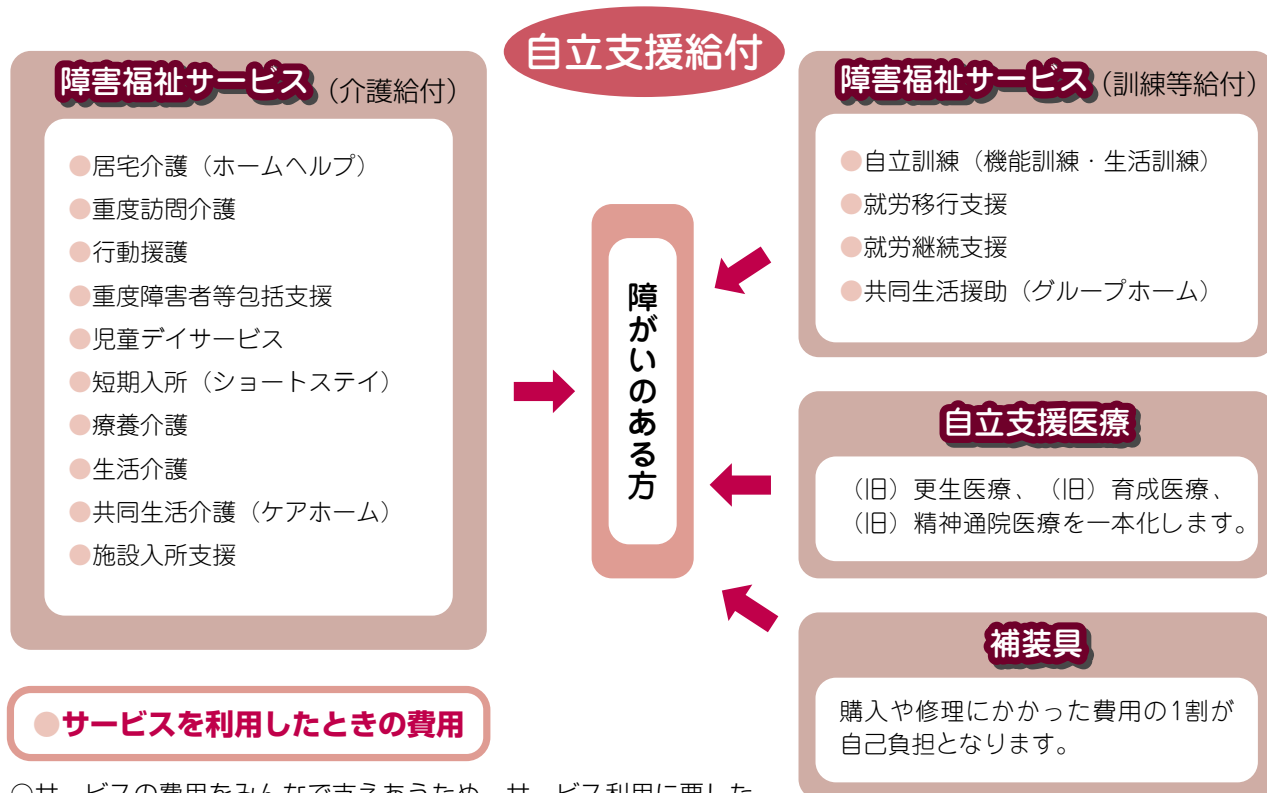


平成18年
4月から
段階的に
実施

障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします

障害者自立支援法による 新しいサービスが始まります

障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、自立支援のための共通の福祉サービスにより、地域での暮らしを総合的に支援します。

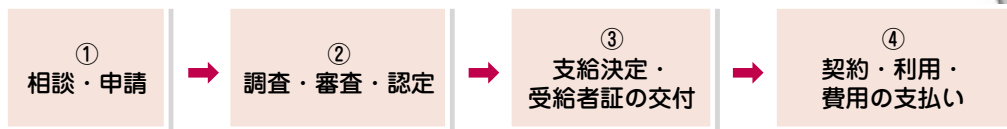


● サービスを利用したときの費用

- サービスの費用をみんなで支えあうため、サービス利用に要した費用の1割を支払います。
- 利用者の負担が増えすぎないように所得に応じて上限額が決められており、さらに、きめ細やかな軽減策が設けられて、負担が重くならないように配慮しています。

● 障害福祉サービスの利用のしかた

※申請は市に行います。



地域生活支援事業

障がいのある方を支援するため、次のような事業を行います。

- 相談支援
- 移動支援
- 日常生活用具の給付
- コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）
- 福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援

【問い合わせ】

社会福祉課 障害福祉係

☎ 65-0702

FAX 63-4085